

令和3年1月4日

勤労者センター利用者 各位

多治見市産業観光課

多治見市勤労者センターの休館日変更について（周知）

日頃は、多治見市政にご理解とご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。
この度、令和3年4月1日から多治見市勤労者センターの休館日を下記の通り変更します。
休館日の変更に伴い、施設利用者の皆様にはご迷惑をおかけすることもあるかと存じますが、何卒ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

・変更日 令和3年4月1日から

・変更内容

〈変更前〉

- (1) 月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日の翌日（その日が月曜日にあたる
ときは、その翌日）
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

↓

〈変更後〉

- (1) 月曜日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

以上

問い合わせ

多治見市役所 産業観光課
TEL 0572-22-1252（直通）
多治見市勤労者センター
TEL 0572-29-2283